

短期入所生活介護 利用料金表

1 介護保険給付サービス利用料金

(1) 利用者負担金

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の額です。

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者負担金	677 単位	743 単位	814 単位	880 単位	946 単位

(2) 上記以外で加算されるもの

(一日につき)

加算の種類	加算の内容	加算額	算定対象加算
看護体制加算	常勤看護師を1名以上配置している場合	4 単位	
	基準を上回る看護職員数を配置している場合	8 単位	
送迎体制	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との送迎を行う場合	184 単位 (片道)	○
夜勤職員配置加算	基準以上の夜勤職員を配置している場合	18 単位	○
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえたサービス提供を行った場合	120 単位	
サービス提供体制加算 (I) 1	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合	18 単位/日	
サービス提供体制加算 (I) 2	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合	12 単位/日	
サービス提供体制加算 (II)	介護・看護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上の場合	6 単位/日	
サービス提供体制加算 (III)	利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員が30%以上の場合	6 単位/日	
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	所定単位数 × 59/1000 月1回	○
短期生活長期利用者提供減算	利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けた場合	30 単位/日 減算	○

※利用者負担額の減免制度などの対象者の場合は、その認定に基づいた負担金となります。

※平成27年8月1日から一定以上の所得のある第1号被保険者の自己負担が2割となります。

2 介護保険給付対象とならないサービスの概要と利用料金

(1) 食費・居住費

利用者 負担段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			通常
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	市町村民税非課税で、老齢福祉年金・生活保護受給者	市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下（遺族年金・障害年金は非課税年金）	市町村民税非課税で、利用者負担第1段階・第2段階以外の人	第1段階～第3段階以外の方
食費	300円	390円	650円	1510円
居住費	820円	820円	1310円	2900円

《食費の内訳》

朝食	昼食	夕食	おやつ	計
380円	530円	510円	90円	1510円

(2) その他の日常生活費

特別な食事	栄養士の作成した献立以外の食事等（行事食等）を希望される場合は（酒類を含みます）要した実費をいただきます。
レクレーション クラブ活動	ご入居者の希望により、レクレーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料費等の実費をいただきます。
理美容代	理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。要した費用の実費をいただきます。